

介護老人福祉施設入所者生活介護

社会福祉法人いちはつの会 特別養護老人ホーム門別得陽園

重要事項説明書

1. 設置運営主体

- (1) 法人名 社会福祉法人 いちはつの会
- (2) 法人所在地 恵庭市南島松 6 番地 4
- (3) 電話番号 0123-36-1351
FAX 番号 0123-36-1198
- (4) 代表者氏名 理事長 西部 光洋
- (5) 設立年月日 平成 13 年 3 月 7 日

2. 施設の概要について

- (1) 施設の名称 特別養護老人ホーム門別得陽園
- (2) 施設の所在地 沙流郡日高町字富浜 223-143
電 話 番 号 01456-2-3211
ホームページ <http://www.ichihatasu-swc.jp/>
- (3) 管理者氏名 石川 直人
- (3) 開設年月日 平成 22 年 4 月 1 日
- (4) 入所定員 50 名
- ユニット数及びユニットの定員 5 階 1 ユニット 定員 10 名
6 階 2 ユニット 定員 20 名
7 階 2 ユニット 定員 20 名

3. 当施設の運営方針について

- (1) 施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、ご利用の皆様お一人おひとりの歩んで来られた歴史を大切にし、人格の尊厳をお守りします。
- (2) 「安心・快適・家庭的」をモットーに、介護の専門職がご利用の皆様をお守りし、ご家族様に「安心」をお届けいたします。

(3) ご家族様には、「実家へ父母を見舞う」ような気軽さでお越しいただけるよう、環境づくりに努めてまいります。

(4) 閉ざされた施設ではなく、地域に溶け込み、密着した施設造りに努めてまいります。

4. 居室の概要について

居室内の施設設備

ユニット型		
室名	室数	主な設備等
居室（全室個室）	50	電動ベッド・洗面台・ウォシュレット付ウォーム便器 暖房機・ナースコール・人感知式照明・タンス
居間・食堂	5	食洗機内臓型キッチン・暖房機・テレビ・クッキングヒーター・食卓テーブル

5. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>

職 種	員 数	付記
1. 管理者名	1 名	常勤兼務
2. 介護職員	15 名以上	常勤 非常勤
3. 生活相談員	1 名以上	常勤
4. 看護師	2 名以上	常勤 非常勤
5. 機能訓練指導員	1 名以上	非常勤兼務
6. 介護支援専門員	1 名以上	常勤兼務
7. 栄養士	1 名以上	常勤兼務
8. 嘱託医師	1 名以上	非常勤
9. 調理員		業務委託
10. 事務員	若干名	必要数

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス…かかった費用の一部をご負担いただきます。

① サービスの内容

基本介護…入浴・排泄・離床・着替え・整容・家事への参加等を支援いたします。

※体調不良等により入浴いただけない場合は、清拭等に替えさせていただきます。

食 事…朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～
大体の食事時間は決まっておりますが、ご利用の皆様の生活習慣に応じてゆっくりと食事を取っていただくことができるよう配慮いたします。

② 社会生活上の便宜の供与

ア 趣味・教養・娯楽活動の機会の提供

イ 行政機関等に対する手続き代行

ウ ご家族、地域組織、各種団体との交流の機会の提供

エ 外出の機会の適時確保

③ 相談援助

ご利用の皆様又はご家族様からのご相談をお受けいたします。

④ 機能訓練

主に日常生活の中での機能訓練、レクリエーションや行事等を通じた機能訓練を行います。

⑤ 健康管理

看護師による日常の健康管理に加え、嘱託医による診察を行います。

(2) 介護保険給付対象サービスの利用料金

別紙1をご参照ください。

(3) 介護保険の給付対象外のサービス…かかった費用の全額をご負担いただきます。

介護保険の給付対象外のサービス例

- ・ 新聞、雑誌等の購読 入居者各自でご契約、購読願います。
- ・ 理美容サービス
- ・ インフルエンザ等の予防接種

(4) 介護保険の給付対象外の利用料金及びサービスの内容

別紙2をご参照ください。

※社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

市町村が発行する「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」を交付されている方は、(1) 介護保険の給付対象となるサービス及び(3) 介護保険の給付対象外のサービス（別紙2【介護保険の給付対象外の利用料金及びサービスの内容】①食費 ②居住費）について、利用者負担額の一部を施設が負担する制度がございます。

ただし、この制度が適用となる期間及び対象の方々に限られます。

(対象の要件)

市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして市町村が認めた方

1. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万を加算した額以下である。
2. 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万を加算した額以下であること。
3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
5. 介護保険料を滞納していないこと。

(減額割合)

減額割合は1/4（老齢福祉年金受給者の方は1/2）を原則といたします。

(手続き)

市町村への利用料の軽減対象であることの確認申請を行い、市町村の決定を受けることが必要となります。

7. ご利用料金のお支払い方法

前記6(1)～(4)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。利用料金については、月末締め、翌月の20日以降に請求書にてご請求いたします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額といたします。)支払は月末締めの翌月27日までに、事業所の指定する口座振替(引落し)にて納入していただくことといたします。手数料(10円)はご利用者様負担といたします。(再振替日は翌々月5日)

8. 病院等に入院された場合の対応について

(1) 入院から1ヶ月以内に退院された場合

原則として入院から3ヶ月間は、退院後再度入居していただくことができます。

(2) 3ヶ月以内に退院が見込まれない場合

(3) 入居者に医療行為が必要となる場合

入居者及び家族と協議したうえで、契約を解除することがございます。

この場合には、施設を退居していただくこととなりますが、退居にあたって必要な援助をさせていただきます。

9. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受けます。

○ 苦情受付窓口

〔職名〕 生活相談員

○ 苦情解決責任者

〔職名〕 管理者

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日

09:00～17:00

○ 受付場所 特別養護老人ホーム門別得陽園

電話番号 01456-2-3211

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日高町役場 保健福祉課介護保険係	所在地	沙流郡日高町門別本町210-1
	電話番号	01456-2-5131
	受付時間	8:45～17:15
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地	札幌市中央区北2条西14丁目
	電話番号	011-231-5175
	受付時間	8:45～17:15
北海道社会福祉協議会	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目
	電話番号	011-241-3976
	受付時間	8:45～17:15

(3) 第三者苦情処理委員

氏名 高橋 義則
連絡先 090-2870-2261
職名 社会福祉法人いちはつの会 監事

氏名 涌井 国夫
連絡先 011-662-5890
職名 元札幌市市議会議員

福祉サービス第三者評価の受審実施状況について

第三者による評価実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

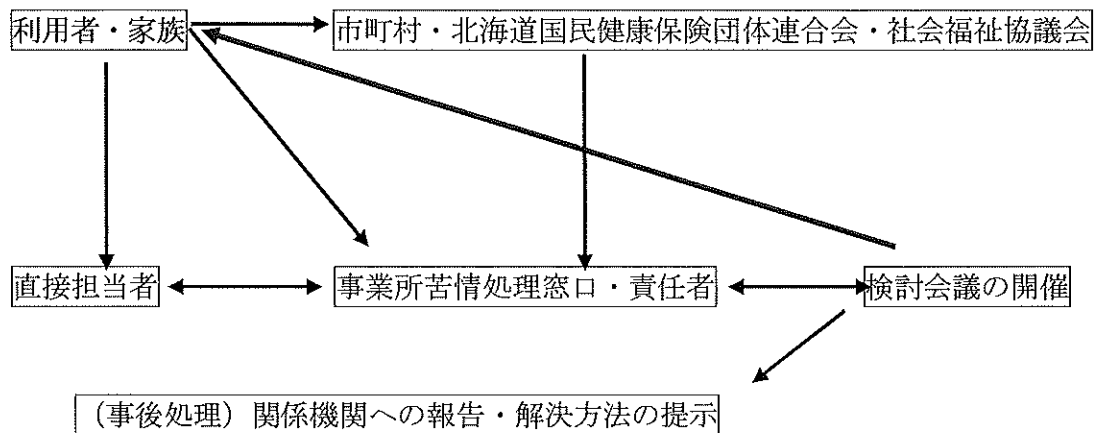
(4) 苦情処理体制

ご契約者又はその家族からの苦情に対しての受付は担当窓口及び苦情解決責任者を置き対応いたします。

窓口職員が直接苦情を受けた場合は苦情解決責任者へ報告し、苦情解決責任者は苦情内容検討会を開催し、速やかに対策を講じます。

対応の経過及び結果については、苦情解決責任者若しくは担当窓口より関係者へ説明、報告を行います。尚、対応に関する経過を記録として保管します。

(5) 苦情対応図



10. 緊急時の対応について

入居者様の状態に急変が生じた場合には、速やかに、嘱託医師やご家族様、そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます。（当法人の緊急マニュアルに沿って対応いたします。）ご家族の皆様には、緊急時の連絡先をお伝えいたしますようお願いいたします。

11. 身体拘束の禁止について

介護保険施設は、国が定める運営基準により、入居者様の身体的拘束や行動制限等の行為は禁じられています。当事業所でも緊急やむを得ない場合を除いて行いません。

緊急やむを得ない場合とは、入居者様本人または他の入居者様などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合（切迫性）、身体拘束その他の行動制限をおこなう以外に代替する看護・介護方法がない場合（非代替性）、身体拘束その他の行動制限が一時的である場合（一時性）としております。

12. 事故発生時の対応について

入居者様に事故が発生した場合には、速やかに、嘱託医やご家族様、そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます。

万が一事故が発生した場合、当法人の事故対応マニュアルに沿って対応いたします。

なお、損害賠償については、当方の過失により入居者様に損害が生じた場合には、その損害を契約書第10条に基づき賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。ただし、その損害が入居者様

等の故意又は過失によるものと認められる場合には、入居者様の心身の状況を考慮のうえ、相当と認められるときに限り、当方の損害賠償責任を減じる場合がありますので、予めご了承ください。

1 3. その他施設利用にあたってご留意いただきたい事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用してください。
- ② 故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合や変更した場合には利用者様の自己負担により原状に復していただくか、又は修繕相当金をお支払いいただく場合がございます。
- ③ 入居者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、その居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 入居者様の生命を保護するために、夜間、早朝の外出などの行動に対して制限する場合がございます。
- ⑤ 入居者様は、他の利用者様のプライバシーや生活環境の維持のため、ご利用の事業所以外の事業所に、夜間又は早朝の時間帯に立ち入る場合は、その事業所又はサービス従事者に許可を得る必要があります。
- ⑥ 居室内にテレビ、ラジオ等を設置する場合は、夜間7時以降は、音量を下げた視聴してください。必ずヘッドホンやイヤホンをご用意ください。
- ⑦ 共同生活室のテレビの視聴は、朝7:30~19:30までとさせていただきます。音量の上限値を設定していますので、その範囲でご利用ください。
- ⑧ 居室内の清掃等については、入居者様とサービス従事者が協力して行うこととします。

- ⑨ ナースコールの補助ケーブルは、利用者様の身体状況を考慮して、事業所又は管理者が必要と判断した場合に貸し出しをいたします。

(2) 面会時間について 9:00～19:00

※ 訪問・面会時間内は、ご自由に出入りすることができます。面会時間以外の時間帯に訪問、面会希望の方は、施設までご連絡のうえ、お越しください。ただし、21:00以降の訪問、面会は原則的にお断りしております。

(3) ホーム内でのお願い

ホーム内は持参された上履き又は備え付けのスリッパをご利用になってお入りください。面会時間以外は正面玄関が施錠されていますので、予め連絡のうえ、お越しください。

(4) 外出・外泊について

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。ただし、外泊については、最長で月6日間以内とさせていただきます。

(5) 施設内は、一部指定の区域を除き、全館禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮ください。

1 4. 秘密の保持について

- (1) 事業所のサービス従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た入居者様及びご家族様の秘密を、決して漏らしません。
- (2) 事業所のサービス従事者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た入居者様及びご家族様の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、個人情報保護法に基づいて個人情報保護を守り、入居者様又はご家族様の個人情報の使用は、法人内外での利用目的の範囲内で、利用者様及びご家族様の同意を得て、慎重かつ安全に利用いたします。

1 5. 介護ロボットの活用に関して

- ・安心、安全な施設での生活を継続していくため、積極的に介護ロボットやICTの導入を行っていきます。
- ・新しい設備や機器の導入があった場合、必要に応じて設備や機器の説明を行います。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

社会福祉法人いはつの会では、「良質な介護の提供」を理念の1つに揚げ、日々努力を重ねております。利用者様の個人情報についても内部規定を定め、適正な取り扱いを推進するとともに、漏洩等の問題に対処する体制を整備しております。

(1) 個人情報の収集・利用・提供について

- ① 当法人では、利用者様の個人情報を内部規定に従って収集し、別記の目的で利用・提供させていただきます。これら以外の事柄が生じた場合には、改めて利用者様からご同意をいただきますので、ご協力ください。
- ② 事業所においては、健康保険証、介護保険証の複写をとらせていただいております。

(2) 個人情報の開示・訂正・利用停止

- ① 当法人では、利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、規程にしたがって行っております。ご自身の記録の閲覧や謄写、訂正、利用停止をご希望の際は、遠慮なく相談員、担当職員までお申し出ください。
(開示、謄写には必要な実費をいただいておりますのでご了承ください。)
- ② 事業所においては、電話のおとり次ぎ、所在の確認はいたしておりますのでご了承ください。

相談窓口について

当法人内に相談窓口を設置しておりますので、手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、窓口までお気軽にお尋ねください。

利用者様の個人情報の利用目的

(1) 法人内での利用

- ① 入居者様へ提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 入居・退去等の管理
- ④ 会計・経理
- ⑤ 事故等の報告
- ⑥ 入居者様への介護サービスの向上
- ⑦ 法人内外での介護等実習への協力
- ⑧ その他、入居者様に係わる管理運営業務

(2) 法人外への情報提供としての利用

- ① 病院、診療所、薬局、介護サービス事業所等との連携
- ② 医療機関、介護施設等から照会への回答
- ③ 入居者様の診察等の為、医師等の意見・助言を求める場合
- ④ ご家族様等への心身の状況説明
- ⑤ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ⑥ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ⑦ 損害賠償保険等に係る、介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- ⑧ その他、入居者様への介護保険事務に関する利用

(3) その他の利用

- ① 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ② 外部監査機関への情報提供

- 1) 上記利用目的で同意しがたい事項がある場合には、その旨を相談担当窓口までお申し出ください。
- 2) お申し出がないものについては、同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3) これらの同意や留保は、後からいつでも変更することができます。
- 4) 一定の保管期間を経過した情報は適正な処理(焼却)により安全に廃棄しております。

介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報利用の説明を行いました。

令和 年 月 日

所在地：〒055-0005 沙流郡日高町字富浜223-143

名 称：社会福祉法人いちはつの会

事業所 特別養護老人ホーム門別得陽園

施設長 石川 直人

説明者 _____

ご入居者 様

説明聴取証明書及び同意書

私は、本書面に基ついて、施設から重要事項及び個人情報利用の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

入居者様

住 所

氏 名

身元保証人（入居者との関係 ）

住 所

氏 名

社会福祉法人いちはつの会 様